平成２７年（フ）第２２２８号
大阪市住吉区南住吉１丁目12番４－712号
債務者　柳福子こと　柳　　ト禮
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３０号
大阪市都島区毛馬町２丁目10番33号　ハイツＫＥＭＡ401号
債務者　阪本　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３１号
大阪府大東市北条５丁目８番56号
債務者　中山　富子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３３号
大阪市平野区加美南５丁目９番41号
債務者　町上　道仁
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県東金市田間３丁目57番地２
債務者　鈴木　洋平
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
山口県宇部市大字西岐波4422番地１大沢県営住宅１棟408号
債務者　大西佳代子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５５号
山口県宇部市川添３丁目１番10号
債務者　神原　隆影
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１５４号
相模原市中央区星が丘４丁目２番36－304号
債務者　水野千重子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７８４号
札幌市東区北10条東17丁目１番26号
債務者　伊藤　洋子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０４号
札幌市南区澄川２条４丁目12番５号　閑マンション201
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０９号
北海道江別市大麻栄町５番地の22
債務者　澤上　政弘
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１０号
北海道江別市大麻栄町５番地の22
債務者　澤上美智子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
埼玉県戸田市喜沢１丁目２番地の12　リオヴェルデ302号室
債務者　空閑　智則
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
埼玉県上尾市中妻３丁目22番地４　ラフォーレ上尾Ｂ－３
債務者　渡辺　忠雄
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
埼玉県吉川市平沼１丁目３番地４　ファミール吉川108号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2315番地１
債務者　冨永　慈幸
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
埼玉県草加市北谷３丁目11番８号　ホワイトハイツＡ－105（Ｂ）号
債務者　武田　勇一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1580番地１
債務者　橋本　道夫
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
埼玉県三郷市上彦名254番地１　寺田ハイツ103
債務者　垂見　智実
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係